

Prefectural Governors in Post-War Japan :A Socio-Historical Approach

著者	IOAN NICOLAS TRIFU
号	13
学位授与機関	Tohoku University
学位授与番号	法博 第110 号
URL	http://hdl.handle.net/10097/59450

ヨアン ニコラ トリフ
IOAN NICOLAS TRIFU

学位の種類 博士(法学)
学位記番号 法博第110号
学位授与年月日 平成25年3月27日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻 東北大学大学院法学研究科(博士課程後期3年の課程)
法政理論研究専攻
学位論文題目 **Prefectural Governors in Post-War Japan : A Socio-Historical Approach**
(戦後日本の都道府県知事：社会歴史的アプローチ)
論文審査委員 (主査) 教授 飯島 淳子
教授 牧原 出
Alain Faure (グルノーブル大学)
Eric Seizelet (パリ第7大学)
Bernard Thomann (フランス国立東洋言語文化研究所)

論文内容の要旨

本論文は、戦後日本における都道府県知事の政治的・行政的役割に焦点を当て、その官僚としての地位から公選職としての地位への変化、および、この変化が地方レベル・国レベル双方の日本政治にもたらした影響を極めて詳細に論じた520頁に及ぶ労作である。本論文においては、膨大な日本語・フランス語・英語文献や地方新聞紙・全国新聞紙に加え、元知事を含む多数の関係者へのインタビューや3県(宮城県、神奈川県、兵庫県)における綿密なケース・スタディによって、確かな裏付けを伴いつつ、組織社会学的・歴史的アプローチの下、戦後日本の中央・地方関係システムと地方政治システムそのものが、網羅的・体系的に描き出されている。

本論文は、先行業績と方法論を扱う序論に続けて、戦後から今日に至る日本政治史を分節する3つの時期に対応して、1945年から1960年代前半(第1部)、1960年代後半から1990年代初頭(第2部)および1990年代以降(第3部)という3部構成をなしている。

序論においては、まず、先行業績の周到かつ明快な分析を通して、戦後日本の政治システムは、中央・地方関係と地方政治という2つのフィールドにおいて一定の学問的関心を集めてきたが、ただし、戦後、その地位を根本的に変えられた都道府県知事に焦点を当てた体系的な研究は必ずしも十分になされてこなかったことが指摘される。そして、この欠缺を補うべく展開される研究の方法論として、フランスの社会科学の伝統に沿った組織社

会学的・歴史的アプローチが採用される。その上で、豊富な研究蓄積が存在するアメリカ政治学の歴史的新制度論に依拠した上で、この方法論が政治的ネットワークの構造と実践を明確にしうるものの、既存の制度の継続性を強調するおそれがあることから、さらに政策革新を説明する理論として、課題設定の局面に着目した理論枠組みなかならずポリシー・パラダイムの理論枠組みを援用する。以上の方法によって、地域社会の変動と国政における政治構造の転換とを見渡しつつ、知事の政治的役割の連続性と変化とを同時に説明することが目指される。

「戦後日本における新たな政治的役割の構築」と題された第1部は、1945年から1960年代前半を対象として、占領軍による戦後改革の適応と制度化の様相を浮き彫りにするものである。

戦後改革の最大の柱の一つは、都道府県の完全自治体化、すなわち、戦前は官吏であった都道府県知事を、住民の直接公選による公吏とすることであった。戦後導入されたこの二元代表制は、日本の地方政治システムに対して、政治化と地方自治という新たな次元での2つの特徴をもたらした(第1部第1章)。そして氏は、神奈川県、兵庫県および宮城県の3県をケース・スタディの対象として取り上げ、新たな公選知事の政治的・社会的資質を分析し、その結果、1947年に行われた最初の選挙においては元内務官僚であった知事の半数がそのまま当選したものの、このような知事の数減少し、当該県出身の知事が増加していく傾向が続くことを指摘する(第1部第2章)。その後、戦後改革の流れに反するいわゆる逆コースの時代と1955年体制が、ケース・スタディを伴いつつ分析されるとともに、とりわけ機関委任事務の増加を介して、行政的集権と制度的分権といった二重の性格の存在が指摘される(第1部第3章)。

「戦後政治システムにおける都道府県知事」と題された第2部は、1960年代後半から1990年代初頭を対象として、党派制のピークを特徴とする戦後モデルの発展の姿を描き出すものである。

1960年代半ばから1970年代前半にかけ、社会党と共産党の支持を受けて誕生した——主に都市部の——革新知事は、高度経済成長の歪みが顕著に現れた社会福祉行政や環境行政の分野において、国の行政の不備を突き、先導的な政策を展開した。美濃部亮吉東京都知事をはじめとするこれらの革新知事は、住民運動をも背景として、保守派によって設定された制度を変える可能性を示したことになる(第2部第4章)。しかし、オイルショックの影響の下、悪化した地方財政を立て直すために、保守派の知事が相乗り現象を伴って返り咲く。この時期は、日本を地方レベルから変えようとする知事による「地方の時代」(長洲一二神奈川県知事)とも称された。氏は、この時期に打ち立てられた戦後の知事モデルとして、官僚出身者であること、特定の政党に属していないこと、および、横断的なリーダーシップを有していることという3つの要素を導出した(第2部第5章)。

「変化する日本の中の変化する都道府県知事」と題された第3部は、1990年代から今日までを対象として、国際的・国内的な危機に直面した日本において試み続けられている

種々の改革、とりわけ地方分権改革を論ずるものである。

1955年体制後最初の非自民党内閣である細川内閣によって、地方分権改革に向けたパラダイム・シフトが行われ、いわゆる第一次地方分権改革として、1999年の地方自治法改正に結実するが、この制度上の変革は、都道府県知事の役割に対して大きな影響を与え、さらに、道州制論をも引き出すことになった（第3部第6章）。氏は、1990年代以降における都道府県知事の継続性と変化を指摘する。この時期においては、投票率の低下と脱政党化の傾向を伴って、戦後モデルにおける3つの要素が維持されているが、同時に、無党派層の出現と増加を背景にしつつ、新たなタイプの知事——女性知事、改革派知事、タレント知事など——が誕生している（第3部第7章）。氏は、この20年間の主要な変化の一つとして、浅野史郎宮城県知事や松沢成文神奈川県知事を例に、転換に向けたリーダーシップの出現を指摘する。とりわけ、情報公開制度やマニフェストを駆使し、連携・協働を通じて都道府県を再編成しようとする試みは、知事の地位の再定義に向けたステップとなりうる（第3部第8章）。

論文審査結果の要旨

本論文には、次のような評価すべき点がある。

第一に、本論文が、大量のデータを渉猟し、的確に分析した上で、戦後日本における都道府県知事の役割を体系的に明らかにした点が挙げられる。氏は、日本語・英語文献をも完璧に読みこなし、戦後から今日に至るまでの47都道府県すべてにおける知事のプロフィールと選挙結果を類型化した上で、3つの県（宮城県、兵庫県、神奈川県）をケース・スタディの対象として選択し、元知事、議員、学者等へのインタビューとそれぞれの地方新聞紙の分析を精力的に行っている。このような緻密な裏付けを伴った本論文は、英語文献として世界に発信される点において貴重であるにとどまらず、日本人研究者にとっても、従来の研究に対し、その欠落を補い、戦後日本政治史の完成に向けた豊富な示唆を与えうるものとして評価される。

第二に、本論文が、国政と地方政治との関係の把握において、また、方法論的アプローチの仕方において、バランス感覚に優れている点が挙げられる。日本においては、中央・地方関係に関して、例えば第一次地方分権改革のスローガンとして掲げられた“上下主従から対等協力へ”といった、図式的な把握がなされることがある。これに対し、本論文は、従来焦点を当てられてこなかった知事をキーポイントに据えることによって、国政と地方政治との関係性を厳密かつ繊細に描き出すことに成功している。また、組織社会学的・歴史的アプローチは、戦前から戦後、そして今日に至るまでの変化を説明する方法論として、有効に活用されている。本論文は、戦後改革および1990年代改革という2つの根本的な変化のみならず、その奥で長期にわたりサイクリ的に生じている小さな諸変化をも巧みに

掘みだしている。加えて、氏が、豊かな知見に基づいて法制度的な検討をも行っていることは、口述試験において十分に示された。

もつとも、本論文にも問題点がないわけではない。

まず、3つの時期に応じた区分の仕方は、既にほぼ共通認識となっており、ややオリジナリティに欠けている。ただし、本論文は、3つの時期に関して、戦前の動きをも視野に入れつつ、相互の継続性を正当に指摘しているのに加え、まさにアクチュアルな大小さまざまな変化についても、表面的なトレンドに囚われることなく、歴史的的確な理解と豊かな構想力のもとに、体系化の努力を決して怠っていない。

また、本論文が国政と地方政治との関係性に何よりも着目することのいわば裏返しとして、個々の地方政治の構造は、各県の知事が選挙ごとに変えうるのではないかという疑問が残る。この疑問は、歴史とケース・スタディをつなぐ理論の適用の局面が欠けていることに由来している。ただし、氏は、地域特性ないし地域格差についても十分に認識しつつ、問題の所在を自覚している。この点は、方法論をも含む理論面での今後の研究の進展に期待することがむしろ妥当であろう。

以上により、本論文を、博士（法学）の学位を授与するに値するものと認める。